

平成30年11月28日

最高裁判所大法廷 御中

口頭弁論要旨（当日）

－ 私も、全国民も、主権者として、
等価値の1票の選挙権を行使することができる国になるために －

原審原告 鶴本 圭子

私は、2009年以降の全ての国政選挙で、1人1票裁判を提起しております。日本が、国民の誰もが、等価値の1票を行使できる国になるためです。

毎回、これが最後の裁判になると思い、全力を注いでまいりましたが、今回で7回目となります。

今回こそ、本法廷の15名の裁判官の^{●●●●}過半数の裁判官に、判決において、一人一票の原則を明言していただくために、謹んで私の意見を申し上げます。

I なぜ、一人一票でなければならないか？

憲法は代議制を定めています。国民が選挙で国会議員を選出したのちは、**国会議員が、その^{●●●●●●●●●●}頭数による厳格な多数決**によって、法律を作り、内閣総理大臣を選びます。

国民は、法律を作ることも、内閣総理大臣を選ぶこともできません。国民が、主権者の権利として、国政に影響力を行使できる **"^{●●●●●●●●}唯一の機会"**が選挙です。主権の行使は選挙しかありません。

民主主義の選挙は、立候補者同士の戦いのみならず、国民自らの戦いでもあ

ります。すなわち、国民は、自らの意思が、国会における多数派となって国政に反映されるべく、草の根の選挙運動を行い、その集大成として、投票日に1票を投じます。

ところが、その集大成の場で、私は、0.55票分の投票しかできませんでした。そのため、私の意思が、有権者の頭数では多数派となっても、国会においては多数派となりません。この不条理が、選挙のたびに、繰り返されてきました。

選挙後は、国会議員が、その頭数による厳格な多数決で国家権力を行使する、そのような代議制だからこそ、国会議員を選ぶ選挙は、主権者の意思を正しく反映する一人一票等価値の選挙であることが要求されます。

II 国の目標設定自体が誤り

— 国は一人一票でないことの合理性の立証を求められる —

すなわち、“投票価値を^{●●●●●●}平等にすること”を目標とすることが求められます。

しかし、国は、専ら、選挙区間の最大人口差を、衆院では2倍未満、参院では3倍未満にすることを目標とされています。目標自体が誤りであると考えます。

原告は、国勢調査の間に生じた、人口移動等のやむを得ない理由によるのであれば、数学的意味での厳密な一人一票を求めているわけではありません。しかし、一人一票が原則である以上、一人一票でないことの合理性を、国は立証する必要があると考えます（上告理由書46～48頁。甲20〈Karcher v. Daggett事件〉。

甲13〈東京高判平成25.3.6（難波孝一裁判長）〉。甲12〈福岡高判平成25.3.18（西謙二裁判長）〉）

III 一人一票の実現のために！

米国での、大統領とFBI、大統領とメディアの対立を、みっともない混乱であると揶揄する人がおられます。

しかし、私は、この揶揄は当たらないと思います。なぜなら権力同士が対立し、お互いが牽制し合うことは、独裁を防ぐために必要だからです。

資料10、資料11でお示したとおり、オーストリアの憲法裁判所は大統領選挙のやり直しを、また、米国連邦裁判所は選挙区割りのやり直しを、それぞれ、命じています。

民主主義は、選挙が全てです。

私は、本件裁判を提起し、主権者としての役割を果たしました。あとは、裁判所がその役割を果たされるのみです。

裁判官の皆様で議論を尽くしていただき、1人1票の原則を判決で明言頂きますようお願い申し上げます。

以上